

議案第149号

大阪市教育行政基本条例の一部を改正する条例案

大阪市教育行政基本条例（平成24年大阪市条例第75号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第23条及び第24条」を「第21条及び第22条」に改める。

第6条第2項及び第7条第2項中「の委員」を「の教育長及び委員」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第6条第2項及び第7条第2項の改正規定の施行期日は、市長が定める。

平成27年2月24日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市教育行政基本条例（抄）

（市長と教育委員会との役割分担）

第2条 市長及び教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第23条及び第24条の規定による職務権限に基づき、適切な役割分
第21条 **第22条**

担の下に、本市における教育の振興のための施策の充実を図らなければならない。

（教育行政の点検及び評価）

第6条 省 略

2 教育委員会の**教育長及び委員**は、教育振興基本計画に定めた目標を達成するために自ら行った取組、活動の状況等について点検及び評価を行い、その結果を前項の規定による点検及び評価に含めるものとする。

（点検及び評価の結果に係る措置）

第7条 省 略

2 市長は、前条第2項の規定により教育委員会の**教育長及び委員**が行う点検及び評価の結果に基づいて、法第7条第1項に規定する罷免事由に該当するかどうかを判断することができる。